

御中

常陽定額自動送金取扱規定

1. (口座から引落す振込資金等の金額)

当行は、「常陽定額自動送金取扱依頼書」に記載した振込金額、所定の振込手数料および事務取扱手数料について、指定の振込日に指定預金口座から払出のうえ受取人宛振込みます。

2. (振込資金の準備と引落とし手続き)

上記 1.の引落とし資金は、振込指定日の前日までに指定預金口座に入金してください。振込指定日当日に指定預金口座に入金した資金は振込資金に充当しません。

指定預金口座からの引落としについては、普通預金規定・普通預金決済専用無利息型規定・総合口座取引規定・当座勘定規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに取扱います。

3. (手数料・消費税)

当行所定の振込手数料および事務取扱手数料(以下、これらをまとめて「手数料」といいます。)には消費税を含みます。(軽減税率の適用はありません)

(1)振込手数料・・・適用税率 10%

	税込金額	内消費税
当行・足利銀行あて	330 円	30 円
他行あて	550 円	50 円

(2)事務取扱手数料・・・適用税率 10%

	税込金額	内消費税
一律	55 円	5 円

※通帳もしくは入出金明細の摘要表示は「管理手数料」

4. (残高不足)

振込日前日に指定預金口座の最終残高(支払可能残高)が上記 1.の引落とし金額に不足するときは、特に通知はせずにその月の送金は取り止めます。

5. (振込指定日)

振込日が休日にあたる場合は、お客様が指定した前営業日または翌営業日に振込みます。また、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日に振込みます。なお、当該末日が休日の場合は、指定の営業日(前営業日または翌営業日)に振込みます。

6. (領収書の発行省略)

本契約による振込については領収書等を省略します。

なお、当行は適格請求書発行事業者であり、お客様は本規定および振込金額、所定の振込手数料および事務取扱手数料が引落されたこと(引落とし年月日を含む)を証する指定預金口座の通帳(入出金明細)を保存することにより、振込資金等にかかる消費税を仕入税額控除の適用対象とすることができます。

7. (手数料の改定)

当行所定の振込手数料および事務取扱手数料(以下これらをまとめて「手数料」といいます。)は、振込のつど指定する口座から引落します。手数料改定の際は、改定日以降に新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭や当行ホームページに掲示し、個別の通知は省略させていただくことがあります。

8. (振込の取止め・変更依頼)

振込を取り止める場合または送金日、送金額等を変更する場合は振込指定日の 2 営業日前までに当行所定の書面により届出してください。

9. (解約)

本契約は、取扱期間の満了をもって自動的に終了します。

また、指定預金口座の解約や、受取口座なし等当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合、解約通知は省略します。

10. (災害時による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り、当行は責任を負いません。

(1)災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3)郵送上の事故により、第三者が契約者の情報を知り得たとき。

11. (規定に定めのない事項)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定・普通預金決済専用無利息型規定・総合口座取引規定、当座勘定規定により取扱います。

12. (規定の変更)

(1)本契約の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、貴行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上